

平成29年度公益社団法人鳥取県人権文化センター 第3回理事会議事録

- ・日 時 平成30年3月5日(月) 13:30~14:30
- ・場 所 鳥取県人権文化センター2階 会議室(鳥取市扇町21)
- ・出席者数 10名(内訳:理事9名、監事1名)
- ・出席者名簿 別紙のとおり
- ・議 題 別添資料のとおり

事務局 ただいまから、平成29年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第3回理事会を開会いたします。

はじめに会議定足数について申し上げます。本日は理事15名中、9名の理事にご出席をいただいております。定款第32条の規定により本理事会が成立しましたことをご報告いたします。また、本日は本川監事にもご出席をいただいております。はじめに、当センターの田中会長からご挨拶を申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。理事の皆様には何かとお忙しい中、都合をつけて、お集まりいただき有り難うございます。この冬は日本列島に非常に強い寒気が流れ込みましたが、3月の音を聞いた途端に暖くなりました。自然はすばらしいと思いますが、雪の下では木の葉が大地を肥やし、我が家の裏でもふきのとうが出ていることを見ますと春を感じるだけでも元気がでます。ご承知のように2月に開催された平昌五輪では日本選手の活躍がめざましく、堂々と闘う姿に感動を受けました。今月9日から始まる平昌パラリンピックでの活躍も期待しているところです。

また、1昨年12月に部落差別解消法が施行されて1年が経ちますが、センターとしても「部落問題」を来年度の調査研究テーマとして取り組む予定としております。そのほかにも関連事業を県から受託実施する予定です。本日は主に来年度の事業計画案と予算案についてご審議いただく予定です。限られた時間ですが、慎重審議の上、理事会を実りあるものにしたしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

事務局 次に、議長の選出ですが、定款第31条の規定により、理事会の議長は会長が行うことになっております。では、田中会長よろしく申し上げます。

議 長 議長の田中でございます。理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事進行を図りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、議事に入ります。議案第1号「平成29年度補正予算(案)」について、事務局から説明してください。

事務局 (「平成29年度補正予算(案)」について説明)

議長 　　ただいま、平成29年度補正予算（案）について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

理事 　　（意見なし）

議長 　　ご異議がないようですので、原案のとおり総会に諮ることとします。

議長 　　次に、議案第2号「平成30年度事業計画（案）」及び議案第3号「平成30年度当初予算（案）」について、事務局から説明してください。

事務局 　　（「平成30年度事業計画（案）」及び「平成30年度当初予算（案）」について説明）

議長 　　ただいま、平成30年度事業計画（案）及び平成30年度当初予算（案）について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

福田理事 　　鳥取県受託事業について補足説明をします。平成28年12月に部落差別解消法が施行されたという経緯の中に、ネット上に色々な差別事象があるということがありました。県の同和対策協議会というところがありますが、県だけでなく市町村の代表者の方とかがおられるわけですが、このたびの法を受けて、当事者の団体の代表者の方とか、弁護士の方とかも含めて、具体的にやれることがないだろうかということで29年度に検討してきました。その中で、30年度に早期に解消すべき課題ということで、インターネットの分科会を設けて早期にやらなければいけないということで出たのがこのインターネット上の差別書き込み対策ということです。2つの事業がありますが、まずネットモニタリング事業です。これは差別書き込みを見つけて、すべて摘発していくというようなものではありません。それは不可能であるという認識です。というのは色々なところにコピーされて、ばらまかれています。それを一鳥取県ですべてカバーするということはできない。しかし、何もしないではいけない。一方でそういう事実があるなら、それを防ぐとか予防する観点から、監視するモニタリングということを行うということです。センターに委託する部分は、サイトも色々ありますから、特定の部分に絞り、良いも悪いも見つけてもらうということです。それを受けて、県から法務局に連絡するなり削除要請をするということです。

それから講習会ですが、こういう実態があるということでこういう手続きで行うということをご皆さんに理解していただいて、それぞれ見つけた方ができるようしていきたいということで講習会をします。

部落問題というのが今回のセンターの研究テーマとも合致しますので、センターにとってもこれは使っていただける材料になるだろうということ

でセンターに委託しようと考えたところです。

内田理事 モニタリングはどの程度の頻度で見るとですか。毎日見ているわけではないでしょう。

事務局 今考えているのは週4時間程度です。基本的に、1日2時間として週に2日くらいのペースです。イメージです。センターの職員が直にそれを見ると、センター事業がパンクしますので、受託費用の中でアルバイトを雇い、その方に見ていただこうと思っています。センターに来ていただき、センターのパソコンで見えただく。問題は書き込みがどの程度あるのか、まだ掴めないところがあり、2時間の中で拾えるだけ拾うというような形を考えています。

内田理事 モニタリングの受託費84万1千円中には、アルバイト1人分の経費が入っているということですか。センターの管理費はありますか

事務局 そうです。アルバイト1人分の経費です。センターの管理費は入っていません。内容については、どういうものにヒットするとピックアップするのかという細かいことを人権局と決めていく必要があります。何をキーワードにするのかについて、他県の先行事例もありますので、参考にさせていただきたいと思っています。

内田理事 自分たちで見つけるというのものもあるでしょうが、四六時中、職員が見ているわけではない。外部からこんなものがあつたら教えてください、見つけたら連絡してくださいとかはあるのでしょうか。

福田理事 モニタリングの分析をみたところ、毎週一定の時間に見て何件だったということはありますが、ほかのものを入れ込んだりしたらどうかなと思います。連絡があつた分は、今でも、法務局に連絡して削除要請をするということはしています。何のために外のものを入れるのかということも明確にすれば整理できると思います。

事務局 センターが受託するのは、一定のキーワードを決めていて、それにヒットするものを収集することになります。外部からきたものがヒットするか、ヒットしないかまったくわからないことで、どなたからでもということになればその整理もまた必要になります。めざしたいゴールとうまく合うのか、もう少し内部で調整して、実際にピックアップしたものをどう分析していくか、イメージを持ちながら考えていきたいと思っています。

谷口理事 高校生が不適切な発言、ツイートをし、その内容を調べたところ高校が特定され、その高校に伝え、調べたら生徒が特定できて指導・教育したという事例があつたと聞いた。この案件でもそういう形で書き込みした個人

を特定できるのか。県に報告して終わりなのか、インターネットの世界なので鳥取県だけの事象というのが特定できるのか、そのへんのところを聞きたいと思います。

福田理事　　まず指導はできないと思う。どこの誰だかわからないが、たまたま鳥取の地名を書き込んだとかがあると思います。不適切なものがあれば、削除要請するという通常のルートに乗せるだけだと思います。

内田理事　　実施状況の途中経過をまた報告してもらいたいと思います。

議　長　　他にご意見がないようですので、平成30年度事業計画(案)及び平成30年度当初予算(案)について、原案のとおり総会に諮ることとしてよろしいでしょうか。

理　事　　(異議なし)

事務局　　ご承認いただきましたので、原案のとおり総会に諮ることにします。

議　長　　次に、議案第4号「役員を選任(案)」について、事務局から説明してください。

事務局　　(「役員を選任(案)」について説明)

議　長　　ただいま、「役員を選任(案)」について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

理　事　　(質問なし)

議　長　　ご異議がないようですので、原案のとおり総会に諮ることとします。

議　長　　次に、議案第5号「総会の招集」について事務局から説明してください。

事務局　　(「総会の招集」について説明)

議　長　　ただいま、「総会の招集」について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等はございませんか。

谷口理事　　定款第13条で「法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする」とあるので、今度の総会は定款上は臨時総会ではないでしょうか。

事務局 決算の承認を受ける5月開催の総会が定時総会ですので、このたびの来年度予算の承認を受ける総会は臨時総会として整理して、表記します。

議長 ほかにご意見、ご質問がありますでしょうか。

福田理事 来年度の市町村別支出金一覧表の中で、鳥取市、米子市、倉吉市の3市が今年度と比べて減っているのは、なぜでしょうか。

事務局 平成29年度要請額は単純な人口割で算出していましたが、30年度要請額の算出にあたっては一部均等割という概念を入れさせていただいたため、そのような結果となっています。

亀屋理事 議案第4号で新たに智頭町長が選任役員として挙がっていますが、町村会の役職は書かなくてもいいのでしょうか。職名というのは町村会の職名ではないですか。

事務局 ご推薦をいただいた町村会に確認して、総会では、町村会の職名（智頭町長）と表記させていただきます。

議長 ほかにご意見がないようですので、原案のとおり総会を招集することとします。

議長 次に、報告事項についてですが、定款第22条第6項の規定に基づき、会長、副会長、常務理事の職務の執行状況の報告を行います。まず、会長の私から報告します。

田中会長 11月6日にセンター内において、事務局長から業務執行状況について相談を受けました。11月23日に米子市で開催された「人権週間フォーラム」に出席しました。12月11日に事務局長からネットモニタリング事業の受託について報告協議を受けました。3月1日にセンター内において事務局長から平成30年度事業計画案及び予算案について説明を受けました。以上報告します。

前田副会長 12月18日にセンター内において事務局長からネットモニタリング事業の受託について相談を受けました。1月5日にセンター内において事務局長から業務の執行状況について報告を受けました。3月1日にセンター内において事務局長から平成30年度事業計画案及び予算案について説明を受けました。以上報告します。

佐々木 常務理事 下半期の執行状況を報告します。事務局では、平成28年度及び29年度の2か年をかけて行った調査研究事業「超高齢社会の人権尊重」の研究の成果である学習資料を発行しました。人権学習ファシリテーターの専門

講座の開催や市町村等の要請に応じて研修支援も可能な限り対応しました。人権相談事業や人権ひろば21の管理についても支障なく運営しました。以上報告します。

議長 その他何かありますでしょうか。


(なし)


議長 予定した議事が全て終了しました。これで理事会を終了します。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

事務局 以上で、本日の理事会を終了します。お疲れ様でした。

平成30年3月5日に開催された、平成29年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第3回理事会の議事内容は以上のとおりです。

平成30年3月5日

議長 田中朝子 

監事 本川博孝 

(別紙)

平成29年度 第3回理事会(平成30年3月5日) 役員出欠表

理事名	現職等	出欠	備考
田中朝子	前鳥取県連合婦人会会長	○	
前田義機	鳥取県保護司会連合会会長	○	
今井久仁子	鳥取県民生児童委員協議会理事	×	
中田幸雄	前部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	×	
岡崎周治	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
柘嶋和江	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会長	×	
森田秀雄	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	○	
内田克彦	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
谷口直樹	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
大谷芳徳	鳥取県商工会議所連合会幹事長	×	
杉本新二	前(社福)鳥取県社会福祉協議会専務理事	×	
福田忠司	鳥取県総務部人権局長	○	
亀屋愛樹	鳥取県市長会事務局長	○	
小林昌司	前鳥取県町村会会長(若桜町長)	×	
佐々木満也	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	

○…出席9名、×…欠席6名

監事名	現職等	出欠	備考
本川博孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	○	
政田孝	税理士	×	

平成29年度

公益社団法人 鳥取県人権文化センター第3回理事会議案

日 時 平成30年3月5日(月)
午後1時30分から

場 所 鳥取県人権文化センター 2階会議室
(鳥取市扇町21)

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 平成29年度補正予算（案）について

議案第2号 平成30年度事業計画（案）について

議案第3号 平成30年度当初予算（案）について

議案第4号 役員を選任（案）について

議案第5号 平成29年度総会の招集について

4 報告事項

5 その他

6 閉 会